

令和5年度事業計画

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1) 事業方針

我が国の畜産をめぐり情勢は、少子・高齢化や人口減少に伴い将来を担う後継者不足に加え、収束が見えない豚熱、鳥インフルエンザの流行時期の長期化などの影響、更には、飼料原料価格の上昇による影響などから、畜産環境のきびしい状況が続いています。

令和4年度は、配合飼料を取り巻く情勢も、中国における需要増加やウクライナ情勢からとうもろこしや大豆油粕の価格が上昇し、配合飼料価格も高騰し、価格差補てん金の通常分に加え、異常補てん金も通年で発動されています。

補てん金の発動に加え、飼料価格の高騰が続き、経営が逼迫している生産者の方々の経営安定の維持を図るため、国及び静岡県において、飼料費の購入費助成が行われましたが、営農継続を断念し、廃業する畜産農家も出てきています。

そのような状況の中、当協会としましては、引き続き畜産経営者の経営安定を支援するため、「配合飼料価格差補てん事業」の本来事業をはじめ、「肉用牛肥育経営安定交付金制度」及び「肉用子牛生産者補給金制度」等受託事業の活用、畜産クラスター事業の推進等を通じて、本県畜産の振興に貢献してまいります。

また、国、県等の畜産関係機関と連携し、一体となって畜産経営の体質強化を図れるよう、荷受組合を通じて経営者の取組を一層支援してまいります。

なお、価格差補てん金につきましては、適時・的確に交付するよう全日基及び荷受組合との連携を密にし、配合飼料価格安定制度の適正かつ効率的な運営を図るものいたします。

国際情勢への対応としましては、TPP 関連、国際紛争等が及ぼす経済活動への影響や、新型コロナウイルス感染症からの経済回復動向などを見据えながら、本県畜産関係への影響等につきまして、注意深く情報収集に努めてまいります。

2) 事業実施計画

1 配合飼料価格差補てん事業

(1) 事業内容

原料価格の変動に起因する配合飼料価格の高騰によって生ずる畜産経営損失を補てんする事業で、補てん金を交付することにより値上がりの影響を緩和し、畜産経営の安定を図る。

価格差補てん金は、通常価格差補てん金と異常価格差補てん金に分けられ、積み立てた補てん財源から交付される。

当事業は、令和3年度～令和6年度までの4ヶ年事業の3年目事業として実施します。

(2) 平成26年4月から施行された価格安定制度見直しの内容

ア 通常補てん発動基準の見直し

発動の指標について、これまでのメーカー建値改定額から、平成26年4月以降は異常補てん同様に輸入原料価格に統一された。

イ 異常補てんに特例基準を新設

これまでの基準価格（直近1年間の輸入原料平均価格）の115%を超える額について発動する原則に加えて、さらに半年前に115%を超える場合、その額の3分の1を上限に発動する特例を設けて、異常補てんを発動しやすくし、かつ、通常補てんの財源の節約を図る。

(3) 令和5年度配合飼料価格差補てん契約計画数量（令和5年3月現在）

荷受組合数 13組合（前年対比 100.0%）

積立金額 128,520,600円（前年対比 92.1%）

畜種別計画数量

畜種別	契約件数（年度当初）			契約数量（年度当初）		
	R5年度	R4年度	前年対比	R5年度	R4年度	前年対比
乳牛	137	145	94.5%	32,306	29,290	110.3%
肉牛	55	53	103.8%	31,900	31,971	99.8%
豚	51	58	87.9%	50,508	50,435	100.1%
採卵鶏	46	45	102.2%	76,225	97,294	78.4%
肉用鶏	10	9	111.1%	21,282	21,689	98.1%
うずら	3	3	100.0%	1,980	1,980	100.0%
計	302	313	96.5%	214,201	232,659	92.1%

(4) 積立金

通常価格差補てん金の補てん財源として、補てん事業加入者は通常補てん積立金、新規加入者及び前年度途中解約し再加入する者は別途納付金を納める。

- ア 通常補てん積立金（加入者） 契約数量× 600 円／t
ただし、全日基からの納付決定通知があった期別分とする。
- イ 配合飼料価格差補てん別途納付金の額（単位数量トン当たり）
- （ア） 基金に新規に加入する者 0 円／t
- （イ） 前年度途中において基本契約を解約し、第 2 四半期以降の通常補てん積立金を納付しなかったが改めて基金に加入する者 1,480 円／t
- （ウ） 同じく、第 3 四半期以降の通常補てん積立金を納付しなかった者が改めて基金に加入する者 2,970 円／t
- （エ） 同じく、第 4 四半期の通常補てん積立金を納付しなかった者が改めて基金に加入する者 4,910 円／t
- ウ 通常補てん積立金及び別途納付金の納付期日

（ア） 通常補てん積立金

口座振替 令和 5 年 4 月 14 日（金）

最終納付 令和 5 年 4 月 25 日（火）

（イ） 別途納付金

口座振替 令和 5 年 6 月 15 日（木）

最終納付 令和 5 年 6 月 26 日（月）

(5) 補てん金の交付及び金額

ア 通常価格差補てん金

- ・通常価格差補てん金の交付は、当該四半期の輸入原料価格の平均が直前 1 年の輸入原料価格の平均を上回る時に交付される。
- ・交付される単位重量当たりの通常価格差補てん金額は、当該四半期の輸入原料価格の平均が直前 1 年の輸入原料価格の平均を上回る額。

イ 異常価格差補てん金

- ・異常価格差補てん金は、輸入原料価格が著しく高騰し、配合飼料価格が大幅に値上りした場合において、畜産経営者に及ぼす影響を緩和するため、（公社）配合飼料供給安定機構が、畜産経営者に補てん金を交付する。
- ・異常価格差補てん金の交付は、通常価格差補てん金が交付され、当該四半期の配合飼料の輸入原料 5 品目の輸入価格が、直前 1 年間の輸入価格の平均（原則の基準価格）と比較して、15%を超えて上昇した時、15%を超える

部分を限度として 0.15 を乗じた額より通常価格差補てん金の額が多く、基準輸入原料価格に 1.15 を乗じた額より平均輸入原料価格（当該四半期）が高い場合に交付される。また、直近 1 年間で原則の発動要件を満たさない場合、半年前の基準価格が 15%を超えて上昇した時、補てん総額の 3 分の 1 を上限として特例的に異常補てんを発動する。

- ・ 交付される異常価格差補てん金の額は、平均輸入原料価格から基準輸入原料価格に 1.15 を乗じた額を差し引いた額か、補てん基準額（補てん金の額）から基準輸入原料価格に 0.15 を乗じた額を差し引いた額の、いずれか低い額の範囲内の額。また、特例発動の場合の異常価格差補てん金の額は、通常補てん額の 3 分の 1 相当額。

(6) 最近 10 年間の契約数量の推移（各年度事業開始前の 3 月現在）

単位：件、t

年 度	契約件数	契 約 数 量
平成 26	426	223,320
27	394	224,936
28	385	226,164
29	366	225,388
30	359	231,540
31 (元)	338	224,970
令和 2	320	223,002
3	319	228,533
4	308	232,195
5	302	214,201

2 畜産関係リース事業の推進

(1) 畜産高度化支援リース事業

ア 事業内容

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、(財)畜産環境整備機構が畜産経営者等を対象に、畜産環境整備機械等を貸し付けるリース事業である。

なお、平成 16 年度までは機構から当協会が貸付を受け畜産経営者（末端借受者）に再貸付する間接リースであったが、17 年度からは機構が借受者に直接貸付する直接リース方式となっている。

イ 令和5年度当初のリース貸付状況

(ア) 直接リース事業

単位：戸、円

借受者数				年間納付貸付料 (令和5年度)
特別対策機械	畜産環境整備	畜産経営生産性 向上支援	計	
0	3	0	3	1,926,943

- ・なお、畜産環境整備でクラスター事業（機械導入）も対象となっている。
- ・当協会は、貸付申請者の指導、施設等の検収等の業務受託団体となっている。

(2) 畜産収益力強化支援事業

畜産農家と諸関係機関が一体的に結集して、畜産の収益性の向上を目指すことを目的に、「畜産クラスター計画」に位置付けられた中心的経営体に対して機械整備等をリース事業で支援する事業である。

(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)

① 機械導入事業（国補正事業）

ア 事業内容

T P P協定発効に伴う畜産への影響を緩和するため、(公社)中央畜産会が、畜産経営者に機械装置を貸付ける指定リース会社に2分の1の助成を行い、助成を受けたリース会社が一定の要件を満たした経営者に、収益力を向上させる機械装置を貸付ける事業

(平成26年度までは、(一社)全日本畜産経営者協会が実施主体)

イ 令和5年度の計画

地域が一体となって収益力向上を目指す畜産クラスター事業の仕組みを活用するため、引き続き当基金協会は、静岡県畜産収益力向上クラスター協議会の事務局となり、荷受組合を通じて経営者の体質強化の取組等を支援する。

② 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）（令和2年度からの国事業）

ア 事業内容

クラスター計画に基づき、繁殖雌牛の増頭を図る生産者に対して、奨励金を交付する事業である。((一社)全国肉用牛振興基金協会が実施主体)

(令和5年度)

	繁殖雌牛	
飼養規模	50頭未満	50頭以上
増頭奨励金	24.6万円/頭	17.5万円/頭

3 肉用子牛生産者補給金制度

(1) 事業内容

肉用子牛の生産安定を図るため、肉用子牛の生産者に対し、四半期毎の1頭当たりの平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、その差額を補給金として交付する制度で、県の指定協会である（公社）静岡県畜産協会と畜産経営者が生産者補給金交付契約を締結し、実施する事業である。

当事業は、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年間（第7業務対象年間）の4年目として実施される。

(2) 令和5年度登録計画頭数

910頭（契約生産者 17戸）

(3) 令和5年度保証基準価格、積立金、制度運営負担金等（1頭当たり）単位：円

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳用種	交雑種
保証基準価格		556,000	507,000	325,000	164,000	274,000
合理化目標価格		439,000	400,000	256,000	110,000	216,000
生産者 積立金	生産者積立金	1,600	6,000	18,800	6,800	3,200
	うち、生産者	400	1,500	4,700	1,700	800
制度運営負担金		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(4) 生産者積立金及び制度運営負担金の納付時期

- ・ 生産者積立金及び制度運営負担金（指定協会へ納付）は、月毎の子牛個体登録申込み時（生後2ヶ月－1日齢）に納入する。
- ・ 生産者積立金は、国が1/2、県が1/4、生産者が1/4を負担する。

(5) 生産者補給金の交付

- ・ 生産者補給金は当該四半期に個体登録をした子牛を販売（生後6～12ヶ月齢の間）又は、保留（生後12ヶ月齢以上）した場合に交付される。
- ・ 平均売買価格が保証基準価格と合理化目標価格の間にある場合は、国（（独）農畜産業振興機構）の関税収入を財源とし差額の100%が補給金として交付される。
- ・ 平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合は、生産者積立金を財源とし差額の90%が補給金として交付される。
- ・ 制度運営負担金は、事業制度運営のため生産者が負担する。

4 肉用牛肥育経営安定交付金制度

(1) 事業内容

TPP11 の発効により平成 30 年 12 月 30 日をもって法制化され、肉用牛肥育経営安定特別対策事業が廃止され新たな交付金制度で、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 ヶ年間（第 2 業務対象年間）の 2 年目として実施される。

肉用牛肥育経営の安定を図るため、肉用牛の生産者に対し、毎月の 1 頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の 9 割を補てん金として交付するもので、積立金管理者（農林水産大臣指定）である（公社）静岡県畜産協会と畜産経営者が肥育牛補てん金交付契約を締結し、実施している。

(2) 令和 5 年度登録契約頭数 5,166 頭（契約生産者 26 戸）

(3) 補てん財源拠出割合 生産者：国＝1：3

(4) 事業実施期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

(5) 補てん割合 1 頭当たりの標準的生産費と販売価格の差額の 9 割

※ 令和 2 年 5 月支払分から県別算定からブロック別算定（関東ブロック）、ただし、もと畜費等の生産費については、引き続き県別算定となっている。

(6) 積立金（1 頭当たり）

肉専用種 20,000 円、交雑種 17,000 円、乳用種 14,000 円

(7) 対象者 肉用牛肥育経営者

5 その他協会が目的を達成するために必要な事項

- (1) 配合飼料等に関する諸事業の情報提供
- (2) 静岡型銘柄豚普及推進協議会への参加
- (3) 静岡県良質たい肥生産流通促進協議会への参加
- (4) 静岡県農林水産業振興会への参加
- (5) 死亡獣畜処理事業運営委員会及び家畜衛生指導事業運営委員会への参加
- (6) 全日本ホルスタイン共進会静岡県出品対策協議会（5 年ごと）への協力
- (7) 国・県事業への協力

6 総会、理事会の開催

(1) 総会の開催

総会の開催	定時総会	年 1 回
臨時総会の開催		必要の都度

(2) 理事会の開催

定時総会の開催前、事業計画・予算承認の時並びに年度中途での開催年 4 回
その他必要に応じて開催するものとする。